

仲裁人検定研修課程案 [ Draft 2005/11/11 ]  
 (Training Program for Determination of Proficiency in Arbitration (TraPA))

特定会員 Special Associate	権利： 法律以外の特定の専門分野について知識を有する会員で、その専門分野に関する国内及び国際仲裁において、単独仲裁人又は第三仲裁人としてではなく、上級会員又は上級会員と同程度の知識を有する者とともに仲裁廷のメンバーとなることのできる程度の知識を有する会員。  要件： 次の必修科目20単位の取得及び専門仲裁分野のうち別途定める基準に基づき専門知識を有していると検定委員会が確認すること。なお、各単位の取得については、適宜行う確認試験に合格することが条件となる。
	<b>【仲裁総論：必修】</b> 101a 訴訟 仲裁 ADR概論 2 101b 仲裁法概論 2 102a 仲裁の基本 1 争点整理、立証と事実認定 2 102b 仲裁の基本 2 仲裁人の権限及び責務 2 103 適用規範 法律、判例、自然法、道徳、慣習、条理 2 104 仲裁法の諸問題 2 105 模擬仲裁 4 106 契約法（入門） 2 (18)
	<b>【国際仲裁：必修】</b> 121 国際仲裁概論 2 (20)
	<b>【専門仲裁：選択】</b> 131 労働 132 建設工事 133 知的財産 134 海事 135 医事

注1：2004年度研修講座受講者は、【仲裁総論】のうち契約法入門以外の科目を履修しているものとする。

注2：1単位は60分の講義を予定している。